

## 特別小規模貸付—こうべおうえんのご案内

### 小規模零細企業の資金調達を支援します

#### 1 融資対象者

神戸市に主たる事業所を有し、事業を営んでおり、かつ当該事業に係る市民税を滞納していない方で、次のいずれにも該当する方（市外からの進出予定者を含む）

- (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の方
- (2) この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内の方

全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を利用する企業を対象としています

⇒ 平成19年10月1日以降導入された責任共有制度における責任共有対象外資金です。

#### 2 融資条件

融資限度額	400万円
融資利率	年1.20%（固定利率）
融資期間	7年以内 （うち据置1年以内。ただし、設備資金のみの場合は1年6か月以内。）
資金用途	設備資金及び運転資金 （ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限ります。）
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	保証を付ける（保証料の2分の1を神戸市が負担します。）

#### 3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

※ この貸付は、神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内）でも申込みことができます。

#### 4 問い合わせ先

（公財）神戸市産業振興財団（神戸市経済政策課） ☎078-360-3206

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

#### 5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります。